

# 財務省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	回答区分	回答欄記載上の留意点	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
										意見	補足資料	意見	補足資料
773	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への容器包装リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)事業者等への立入検査、報告徴収事業者等への指導、助言事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】本県の産業物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。)【改正による効果】都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるよにする。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第19条、第20条、第39条、第40条		環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	C 対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法18条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。	「廃掃法」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。	意見	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	
974	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査、指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の3、第19条、第20条、第39条、第40条		環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	関西広域連合	C 対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法18条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。	現在、各地方環境事務所に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考えます。また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考えます。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		
978	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・命令に係る事務・権限の移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の3、第19条～20条、第39～40条		環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	鳥取県	C 対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法18条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。	「廃棄物処理法」に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点から考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同時に、容器包装リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県、市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することと事務の効率化につながるから、移譲が必要である。なお、法第15条又は第18条に基づく認定を受けて再商品化を行っている事業者は多く見られ、大多数は国の認定を受けずに指定法人への支払いによって義務を履行しているものと認識している。(指定法人への支払い業者：74、371者、自主回収認定業者：70者(H25.09.19中央環境審議会容器包装の3R推進に関する小委員会資料))	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		
775	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)事業者等への立入検査、報告徴収事業者等への指導、公表、助言事業者等への勧告、命令	【現行・支障事例】本県の産業物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどことを懸念し、提案するものである。)【改正による効果】都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるよにする。審議会の意見取組についても、主務大臣が行うこととする。	食品循環資源の再生利用等に関する法律第6条、第10条、第24条		環境省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、財務省、厚生労働省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・公表、助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の目的を達成するため、他の事業者の取組状況や、近隣の県域を含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取りまくるその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が適当である。	「廃掃法」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。	意見	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	

# 財務省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		議題経緯		対応方針の措置(検討)状況		
	意見	補足資料		区分	回答	(平成26年度方針(平成27年度編成決定)抜粋) ※平成27年度方針(平成27年度編成決定)に記載があるものは当該抜粋を<平成27>として併記 ※平成28年度方針(平成28年度編成決定)に記載があるものは当該抜粋を<平成28>として併記 ※平成29年度方針(平成29年度編成決定)に記載があるものは当該抜粋を<平成29>として併記	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
773			C 対応不可	<p>○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号、以下法という。)は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。</p> <p>法律の制定の背景には、家庭等から排出される一般廃棄物の量が增大し、その最終処分場がひっ迫しつつある等廃棄物処理をめぐり問題が深刻化している状況に対処するため、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた容器包装廃棄物について、拡大生産者責任の理念に基づき、その再商品化について容器包装を利用・製造等する全国の事業者が責任を負うこととし、容器包装廃棄物について全国的リサイクルシステムを構築することによって、社会全体で適正かつ円滑に容器包装廃棄物の再商品化等を進めるべきとの考えがあったこと。</p> <p>特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。</p> <p>また、法においては、全国の特定事業者に対して全国統一の観点から再商品化義務を均質に課しており、全国の特定事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再商品化を支えるシステムとなっている。</p> <p>このため、法に基づく指導等の措置は、それぞれの履行方法による履行状況を踏まえつつ、移譲要望外となっている広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国の様々な取組状況等を踏まえつつ、全国統一の観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。</p> <p>仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点については別紙をご参照されたい。</p>	<p>&lt;平成26&gt; [4]環境省] (3)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)(財務省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省と共管) [再掲] 容器包装多量発生事業者が主務大臣に提出する定期報告(7条の6)については、地方公共団体との協力事例等を含め、分かりやすい形での公開又は地方公共団体への情報提供を平成28年度から行う。あわせて、指定法人(21条1項)が特定事業者(11条3項)の委託を受けて行う分別基準適合物の再商品化(22条)に関する情報の活用について、地方公共団体に平成28年度中に周知する。</p> <p>&lt;平成27&gt; [4]環境省] (3)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)(財務省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省と共管)[再掲] 容器包装多量発生事業者が主務大臣に提出する定期報告(7条の6)については、地方公共団体との協力事例等を含め、分かりやすい形での公開又は地方公共団体への情報提供を平成28年度から行う。あわせて、指定法人(21条1項)が特定事業者(11条3項)の委託を受けて行う分別基準適合物の再商品化(22条)に関する情報の活用について、地方公共団体に平成28年度中に周知する。</p>	平成28年度中	<p>容器包装多量発生事業者が主務大臣に提出する定期報告については、審議資料やホームページで公開した。指定法人が特定事業者の委託を受けて行う分別基準適合物の再商品化に関する情報の活用については、平成28年度中に地方ブロック(全国7ブロック)この自治体職員との情報共有の場で、周知を行った。</p>			
974			C 対応不可	<p>○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号、以下法という。)は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。</p> <p>法律の制定の背景には、家庭等から排出される一般廃棄物の量が增大し、その最終処分場がひっ迫しつつある等廃棄物処理をめぐり問題が深刻化している状況に対処するため、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた容器包装廃棄物について、拡大生産者責任の理念に基づき、その再商品化について容器包装を利用・製造等する全国の事業者が責任を負うこととし、容器包装廃棄物について全国的リサイクルシステムを構築することによって、社会全体で適正かつ円滑に容器包装廃棄物の再商品化等を進めるべきとの考えがあったこと。</p> <p>特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。</p> <p>また、法においては、全国の特定事業者に対して全国統一の観点から再商品化義務を均質に課しており、全国の特定事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再商品化を支えるシステムとなっている。</p> <p>このため、法に基づく指導等の措置は、それぞれの履行方法による履行状況を踏まえつつ、移譲要望外となっている広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国の様々な取組状況等を踏まえつつ、全国統一の観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。</p> <p>仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点については別紙をご参照されたい。</p>	<p>[再掲] &lt;平成26&gt; [4]環境省] (3)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)(財務省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省と共管) [再掲] 容器包装多量発生事業者が主務大臣に提出する定期報告(7条の6)については、地方公共団体との協力事例等を含め、分かりやすい形での公開又は地方公共団体への情報提供を平成28年度から行う。あわせて、指定法人(21条1項)が特定事業者(11条3項)の委託を受けて行う分別基準適合物の再商品化(22条)に関する情報の活用について、地方公共団体に平成28年度中に周知する。</p> <p>&lt;平成27&gt; [4]環境省] (3)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)(財務省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省と共管)[再掲] 容器包装多量発生事業者が主務大臣に提出する定期報告(7条の6)については、地方公共団体との協力事例等を含め、分かりやすい形での公開又は地方公共団体への情報提供を平成28年度から行う。あわせて、指定法人(21条1項)が特定事業者(11条3項)の委託を受けて行う分別基準適合物の再商品化(22条)に関する情報の活用について、地方公共団体に平成28年度中に周知する。</p>	平成28年度中	<p>容器包装多量発生事業者が主務大臣に提出する定期報告については、審議資料やホームページで公開した。指定法人が特定事業者の委託を受けて行う分別基準適合物の再商品化に関する情報の活用については、平成28年度中に地方ブロック(全国7ブロック)この自治体職員との情報共有の場で、周知を行った。</p>			
978	【全国市長会】 権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手上げ方式による移譲を求める。		C 対応不可	<p>○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号、以下法という。)は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。</p> <p>法律の制定の背景には、家庭等から排出される一般廃棄物の量が增大し、その最終処分場がひっ迫しつつある等廃棄物処理をめぐり問題が深刻化している状況に対処するため、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた容器包装廃棄物について、拡大生産者責任の理念に基づき、その再商品化について容器包装を利用・製造等する全国の事業者が責任を負うこととし、容器包装廃棄物について全国的リサイクルシステムを構築することによって、社会全体で適正かつ円滑に容器包装廃棄物の再商品化等を進めるべきとの考えがあったこと。</p> <p>特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。</p> <p>また、法においては、全国の特定事業者に対して全国統一の観点から再商品化義務を均質に課しており、全国の特定事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再商品化を支えるシステムとなっている。</p> <p>このため、法に基づく指導等の措置は、それぞれの履行方法による履行状況を踏まえつつ、移譲要望外となっている広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国の様々な取組状況等を踏まえつつ、全国統一の観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。</p> <p>仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点については別紙をご参照されたい。</p>	<p>[再掲] &lt;平成26&gt; [4]環境省] (3)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)(財務省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省と共管) [再掲] 容器包装多量発生事業者が主務大臣に提出する定期報告(7条の6)については、地方公共団体との協力事例等を含め、分かりやすい形での公開又は地方公共団体への情報提供を平成28年度から行う。あわせて、指定法人(21条1項)が特定事業者(11条3項)の委託を受けて行う分別基準適合物の再商品化(22条)に関する情報の活用について、地方公共団体に平成28年度中に周知する。</p> <p>&lt;平成27&gt; [4]環境省] (3)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)(財務省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省と共管)[再掲] 容器包装多量発生事業者が主務大臣に提出する定期報告(7条の6)については、地方公共団体との協力事例等を含め、分かりやすい形での公開又は地方公共団体への情報提供を平成28年度から行う。あわせて、指定法人(21条1項)が特定事業者(11条3項)の委託を受けて行う分別基準適合物の再商品化(22条)に関する情報の活用について、地方公共団体に平成28年度中に周知する。</p>	平成28年度中	<p>容器包装多量発生事業者が主務大臣に提出する定期報告については、審議資料やホームページで公開した。指定法人が特定事業者の委託を受けて行う分別基準適合物の再商品化に関する情報の活用については、平成28年度中に地方ブロック(全国7ブロック)この自治体職員との情報共有の場で、周知を行った。</p>			
775			C 対応不可	<p>本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理を確保し、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項を検討する必要があります。</p> <p>これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、関係主体の義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではないと考えられる。</p>	<p>&lt;平成26&gt; [4]財務省] (3)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管) 食品関連事業者等に対する指導、助言、報告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;平成27&gt; [4]財務省] (3)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管) 食品関連事業者等に対する指導、助言、報告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;平成28&gt; [4]財務省] (3)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省と共管) 食品関連事業者等に対する指導、助言、報告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	省令	平成27年7月31日	<p>食品廃棄物等多量発生事業者の定期的報告に関する省令の一部を改正する省令(平成27年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第3号)を改正する。</p> <p>措置済み(食品廃棄物等多量発生事業者の定期的報告に関する省令の一部を改正する省令(平成27年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第3号)を改正する。</p>		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	回答区分欄	回答欄記載上の留意点	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
										意見	補足資料	意見	補足資料
975	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 事業所が一つの府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条第1項から第3項		農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	関西広域連合	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が適当である。	現在、各国税局(税務署)に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。 また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		
979	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手挙げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業所が一つの都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第24条		農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	高知県	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が適当である。	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点を考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、食品リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながることから、移譲が必要である。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		
776	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言、事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が備われば実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどことを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内の手すべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合間で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。 なお、指定表示事業者に対して、県独自の表示を勧告、公表、命令するものではない。	資源有効利用促進法第11条、第13条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条		経済産業省、環境省、財務省、国土交通省、農林水産省	兵庫県、徳島県	C 対応不可	同法目的を達成するため、国が全国統一的な観点から立入検査・報告徴収、指導・助言、勧告・公表・命令等を行う必要があり、これら権限を委譲することは困難である。命令に当たっては、主務大臣は産業構造審議会等の意見を聴いて行うこととされており、社会的妥当性を確保するため、慎重な検討が求められることから、国が統一して行うことが予定している。 なお、同法は、指定表示製品の販売等を行う者に対して、統一的な表示の標準を示し、その遵守を求めているところ、他の事業者の取組み状況等を踏まえ、全国統一的な観点から国がこれらの措置を行うことが適当である。	廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		対応方針の措置(検討)状況				
	意見	補足資料		区分	回答	調整結果 (平26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
975				C 対応不可	本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項を検討する必要がある。 これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、関係主体の義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではないと考えられる。	【再掲】 <平26> 4【財務省】 (5)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管) 食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。  <平27> 4【財務省】 (3)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管) 食品廃棄物等多量発生事業者が都道府県に提出する定期報告(9条1項)については、国と地方公共団体が連携して地域ごとの食品循環資源の再生利用等を促進するため、都道府県別の食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量について報告を求めよう。食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令(平19 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令3号)を改正する。 【措置済み(食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部)】	省令	平成27年7月31日	食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令(平成27年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号)	
979	【全国市長会】 権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手上げ方式による移譲を求める。			C 対応不可	本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項を検討する必要がある。 これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、関係主体の義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではないと考えられる。	【再掲】 <平26> 4【財務省】 (5)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管) 食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。  <平27> 4【財務省】 (3)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管) 食品廃棄物等多量発生事業者が都道府県に提出する定期報告(9条1項)については、国と地方公共団体が連携して地域ごとの食品循環資源の再生利用等を促進するため、都道府県別の食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量について報告を求めよう。食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令(平19 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令3号)を改正する。 【措置済み(食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部)】	省令	平成27年7月31日	食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令(平成27年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号)	
776				C 対応不可	○資源の有効な利用の促進に関する法律の理念 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下「資源法」という。)は、使用済物品等及び副産物の発生を抑制並びに再生資源及び再生物品の利用による資源の有効利用を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律である。 具体的には、製品の製造段階における3R対策、設計段階における3Rの配慮(原材料の使用の合理化、長期使用の促進、構造の工夫等)、製造事業者等による自主回収・リサイクルシステムの構築など製造事業者等として取り組むべき事項を主務省令(「判断の基準となるべき事項」として定めており、住民に最も身近な自治体において地域の実情に応じて適正に処理する廃棄物処理とは異なり、製造事業者等が全国単位(製品の製造及び流通は一地域内で完結するものではない)で3Rを実施することを目的としたものである。したがって、製造事業者等における義務の履行状況に係る指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には、同法に基づき制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。仮に、権限を委譲した場合の実務上の問題点については別紙をご参照されたい。	<平26> 4【環境省】 (2)資源の有効な利用の促進に関する法律(平3法48)(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省と共管) 特定省資源事業者等に対する指導、助言、勧告、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。  <平27> 4【環境省】 (2)資源の有効な利用の促進に関する法律(平3法48)(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省と共管)【再掲】 地方公共団体における資源の有効な利用の促進を図るため、法の施行状況(副産物発生量、取組事例等)に関する調査結果の活用について、地方公共団体に平成28年度中に周知する。	周知	平成28年度中	法の施行状況(副産物発生量、取組事例等)に関する調査結果の活用について、平成28年12月に全国の都道府県・政令指定都市に周知した。	